

令和3年度
新規採用等学校事務担当職員研修会資料

「 服 務 に つ い て 」

日時：令和3年8月4日（水）

場所：八戸合同庁舎

三八教育事務所

I 勤務時間

1 一週間の勤務時間

- 一週間の勤務時間は38時間45分

2 勤務時間の割振り

- 一週間の勤務時間を具体的に定めるとは
 - ①勤務日と週休日の決定
 - ②勤務日の勤務時間数の決定（一日7時間45分）
 - ③勤務時間の終始時刻の決定
 - ④休憩時間の配置
- 原則として全員一律、文書による周知、変更の際の事前連絡

※職員の勤務時間、休暇等に関する条例

3 休憩時間

- 休憩時間 勤務時間に含まれない

一日の勤務時間が

- ・6時間を超える場合 45分 または 1時間
- ・7時間45分を超える場合 1時間
- ・始業、終業の前後に置かない
- ・特に必要がある場合、一斉には置かないことができる（危険防止上必要があると認められる場合等）

※休憩時間を2回以上に分割している場合、半日を単位とする休暇は適用されない（1時間を単位とする）

4 週休日の振替

- 勤務日を週休日に変更して、勤務日に割り振られた勤務時間を、勤務することを命ずる必要がある日（週休日）に割り振ること

※ 4時間の振替は、「4時間の勤務時間の割り振り変更」と言う

- 勤務を命ずる日を起算日として、前4週間・後8週間の期間

【校長・教員の振替期間の特例】



※17.4.1～適用

※ 週休日の振替は、特に勤務を命ずる必要がある場合に行うものであり、本人の希望によるものではなく、校長が勤務（旅行）を命じて行う。

5 休日、休業日

- 休日等 職務に従事しない日
(勤務条件の観点)

週休日 勤務を割り振られていない日
(土曜日、日曜日、給与支給の対象外)

休日 勤務は割り振られているが、特に勤務を命じられない限り勤務しなくてよい日
(国民の祝日、年末年始の休日、給与支給対象)

- 休業日 授業を行わない日
(児童生徒の教育活動の観点)

6 歯止め4項目

●義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例

【第6条第1項】

「義務教育諸学校等の教育職員については、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、宿日直勤務を除くほか、原則として時間外における勤務は命じないものとする。」

【第2項】

「義務教育諸学校等の教育職員に対して時間外における勤務を命ずる場合は、宿日直勤務に従事させる場合のほか、次に掲げる業務に従事させる場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。

●校外実習その他生徒の実習に関する業務

※船舶実習、農業畜産に関する臨時の実習

●修学旅行その他学校の行事に関する業務

●職員会議に関する業務

●非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

7 休日勤務命令

- 学校教育活動としての対外競技に児童生徒を引率する場合等で、児童生徒の安全確保を十分に考慮して、必要があると校長が判断する場合には、「歯止め4項目」の第4号に該当するものとして、休日勤務命令が可能。

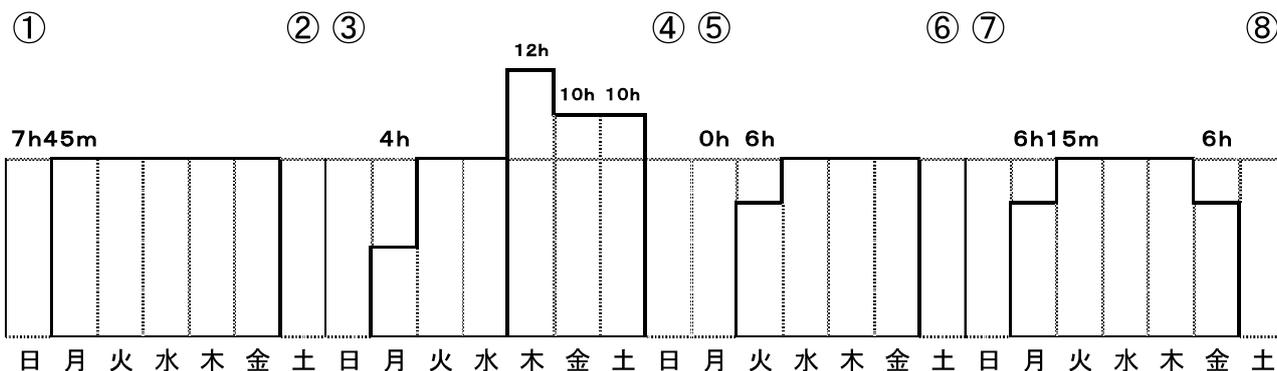
※いかなる業務でも無制限に認めるものではない。

●代休日の指定

- ・勤務時間が1日ばかり（7時間45分）となる場合は代休日指定が可能
- ・代休日の指定はできる限り休日勤務命令と同時に行う
- ・勤務を命ずる日を起算日として、後8週間の期間
- ・職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨申し出た場合は代休日を指定しない

8 修学旅行等の引率に係る変形勤務時間制

- 対象業務の日の属する週を含む4週間を特定
- 週休日を8日設定(①~⑧)
- 1週間平均の勤務時間を38時間45分に割振り調整
- 1日の勤務時間は、原則3時間45分以上12時間以内(割振りは15分単位)
- 勤務時間が6時間を越える場合は45分、7時間45分を越える場合は1時間の休憩を、勤務時間の途中に置く



9 職務に専念する義務

職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

※地方公務員法第35条

●職務に専念する義務の免除

- 一 研修を受ける場合
- 二 職員の厚生に関する計画の実施に参加する場合
- 三 前二号に規定する場合を除く外、人事委員会が定める場合

※県費負担教職員については市町村の条例による

Ⅱ 休 暇

1 休暇の種類

(1) 年 次 休 暇

※時季変更権

(2) 病 気 休 暇

※90日、180日

(3) 特 別 休 暇

(4) 介 護 休 暇

※3回を超えず、通算6か月の範囲内 給与の減額

(5) 介 護 時 間

※連続する3年の期間内で1日2時間の範囲内 給与の減額

2 特別休暇

① 骨髄移植等休暇

⑧ 子の看護休暇 5日

(※2人以上の場合にあっては10日)

② 結婚休暇 7日間

⑨ 短期介護休暇

③ 妊産婦通院休暇

⑩ 服忌休暇

④ 産前休暇 8週間

⑪ 祭日休暇 1日

⑤ 産後休暇 8週間

⑫ 夏季休暇 4日

⑥ 生理休暇

⑬ 現住居の滅失等休暇

⑦ 配偶者出産休暇 3日

⑭ その他… 選挙等休暇、裁判員等休暇、ボランティア休暇、妊婦の業務軽減等休暇、妊婦の通勤緩和休暇、育児休暇、育児参加休暇、出勤困難休暇、退勤途上の危険回避休暇

Ⅲ 子育て支援に関する諸制度

(1) 育 児 休 業

※ 3歳に満たない子

(2) 育児短時間勤務

※ 小学校に入学するまでの子

(3) 部 分 休 業

※ 小学校に入学するまでの子

- (1)～(3)について、配偶者の就業の有無や育児休業取得の有無に関わらない。

(4) 早出遅出出勤制度

※ 小学校に入学するまでの子または小学校に就学している子

- (4)について、配偶者の就業等の状況に関わらない。